

特殊法人民営化の評価

経済同友会の提言する特殊法人民営化のあるべき姿を、具体的かつ定量的な評価基準に照らした評価例について、下記に提示する。

1. 特殊法人民営化の評価基準

経営自主権の確立

- a) 経営の重要事項に係る主務大臣の認可が不要
- b) 経営トップに民間人或いは内部の人材を登用
- c) サービスの価格決定権限が民間の同業他社と同等に担保されている

所有権の民間への完全移転

- a) 株式が上場されている
= 監査法人のチェック機能（証取法監査）が担保されている
- b) 政府の株式所有割合が法定されていない
- c) 政府の出資割合が50%未満である

負債資本調達におけるマーケットの金利メカニズムが正常に機能

（金融資本市場からのガバナンスの確立）

- a) 発行する債券に政府保証が付与されない
- b) 利益に大きな影響のある税制上の特例措置がない

コーポレート・ガバナンスの確立

- a) 社外取締役の積極登用（2人以上）
- b) 執行役員制度の導入、または、監査役会の充実・機能強化（従来型の会社）

2. 民営化の評価例

《満点 = 100点》

	民営化 年度											合計 点数
		a)	b)	c)	a)	b)	c)	a)	b)	a)	b)	
NTT	1985					x						80
JR西日本	1987											100
JR北海道	1987				x		x		x			65
東京地下鉄	2004				x		x			x		60
成田国際空港	2004	x			x		x	x		x		45
日本道路公団												
日本郵政公社												

凡例) : 評価項目を満たしている(10点)、 : 満たしているが、十分ではない(5点)、
x : 満たしていない(0点)

注) 評価欄の評価は、民営化時点ではなく、現時点での事実関係に基づいた評価例である。